

令和元年台風第19号で被災された方々の生活再建を支援するため、県営水道料金等の減免を拡大します

住家又は事業所等の建物が浸水等の被害を受けた、法人・事業者等や親戚・知人宅・民間アパート等へ避難する方々等の水道料金、及び被災により新しく住宅や事業所を再建する方々の給水装置工事検査手数料を免除します。

1 水道料金の減免

○ 避難先住宅にかかる減免

(1) 対象者

- ① 罹災証明書(床上浸水以上)の発行を受けて、他人が所有する住宅(民間アパート等)へ避難する被災者
- ② 罹災証明書(床上浸水以上)の発行を受けた被災者を受け入れ同居した方(親戚・知人宅等)

(2) 減免額及び期間

- ① 個別住宅の場合 : 全額免除
 - ② 同居の場合 : 避難者数×5㎡を減量(1月あたり)
- 期間はいずれも入居期間(最大1年間)

(3) 申請に必要な書類

減免申請書、罹災証明書(写し可)

※被災者を受け入れている方は、以下の書類も必要です。

誓約書(被災者を受け入れている方が記入)、同居届(被災者が記入)、退去届(退去時に提出)

○ 被災した事業所等にかかる減免

(1) 対象者

罹災証明書等(水没の事実に係る証明書)の発行を受けた法人又は事業者等

(2) 減免額及び期間

令和元年10月、11月使用分の水道料金を全額免除

(3) 申請に必要な書類

減免申請書、水没の事実に係る罹災証明書等(写し可)

2 給水装置工事検査手数料の減免

(1) 対象者

自らが居住又は所有していた住宅及び事業所が被災し、罹災証明書又は水没の事実に係る罹災証明書等の発行を受けた者で、自らが居住又は事業等の用に供する建物を新しく再建する者

(2) 減免額

1件7,350円を全額免除(なお、仮の店舗や事業所等に係る当該手数料については、1回に限り減免可)

(3) 期間

令和元年10月12日～令和3年10月11日(2年間)

3 受付窓口等 別紙のとおり

確かな暮らしが営まれる美しい信州
～学びと自治の力で拓く新時代～

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



水の恵みを未来へつなぐ

長野県企業局



企業局 水道事業課
(課長) 竹花 顕宏
(担当) 寺島 裕之 高橋 朋克
電話 026-235-7381 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 3937
F A X 026-235-7388
E-mail kigyo@pref.nagano.lg.jp

水道料金等の減免に関する受付窓口等

1 申請書類の入手方法

申請書類は、下記3の受付窓口のほか、長野県企業局のホームページから入手できます。
郵送提出も可能です。

(長野県企業局ホームページ URL)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kigyokyoku/index.html>

2 受付時間

午前8時 30 分から午後5時 15 分まで(土日祝日除く)

3 受付窓口

【長野市(篠ノ井・川中島・更北地区)、千曲市(旧更埴市)にお住まいの方】

○ ヴェオリア・ジェネッツ(株)川中島事務所

0120-971-105(フリーダイヤル) または 026-286-1815

○ 川中島水道管理事務所

026-284-1700

【上田市、千曲市(旧上山田町・戸倉町)、坂城町にお住まいの方】

○ ヴェオリア・ジェネッツ(株)上田事務所

0120-971-124(フリーダイヤル) または 0268-29-0810

○ 上田水道管理事務所

0268-22-2110

4 その他

- ・ 長野県企業局水道事業課、長野市上下水道局営業課、千曲市上下水道課、
上田市上下水道局サービス課、坂城町建設課からも減免申請書の提出が可能です。
- ・ 給水装置工事検査手数料に関するお問い合わせは、各水道管理事務所までお願いします。